

## 伊東市迷惑・悪質電話防止装置貸出事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺等の被害防止を図るため、迷惑・悪質電話防止装置（以下「装置」という。）の貸出について、必要な事項を定める。

### (対象者)

第2条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 世帯員に65歳以上の者がいる世帯
- (3) 機器の設置及び取り外しが可能な者
- (4) 返却時にアンケートに協力できる者

2 前項の規定に関わらず、その他市長が特に貸出が必要と認める者

### (申請及び決定)

第3条 装置の貸出しを受けようとする者は、伊東市迷惑・悪質電話防止装置貸出申請書（様式第1号。以下「貸出申請書」という。）及び身分を証明できる書類の写しを市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合には、内容を確認の上、機器の利用の可否を決定するものとする。

### (装置等の貸出)

第4条 市長は、前条第2項の規定により装置の貸出の承認を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、次に掲げる物（以下「装置等」という。）を1組として貸与するものとする。

- (1) 装置
- (2) ACアダプター
- (3) モジュラーケーブル

2 貸与する装置等は、1世帯につき1組とする。

### (貸出期間)

第5条 貸出期間は、装置等の貸出を行った日から1年とする。

### (遵守事項)

第6条 貸出を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 装置は、取扱説明書に従って適切に使用すること。
- (2) 装置を処分又は目的外に使用しないこと。
- (3) 装置を転貸、売却又は譲渡しないこと。
- (4) 破損（経年劣化による場合を除く）又は亡失した場合は、直ちに市長に報告すること。
- (5) 貸出申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に報告すること。
- (6) 使用期間が満了したとき、又は長期入院等の理由により装置を使用しなくなったと

きは、速やかに装置を返却すること。

(費用負担)

第7条 装置の貸出は、無料とする。ただし、使用に関する電気料金については、貸出を受けた者が負担することとする。

(損害賠償)

第8条 装置の貸出を受けた者は、故意または重大な過失によって当該装置を破損又は亡失させた場合、「伊東市迷惑・悪質電話防止装置破損等届出書(様式第2号)」を市長に提出するとともに、装置を現状に復するものとする。

(利用の取消し)

第9条 市長は、貸出期間中であっても、次の各号に該当すると認めるときは、装置等の貸出の承認を取り消すことができる。

- (1) 装置の貸出を受けた者が、本要綱に違反したとき。
- (2) 前号のほか、市長が必要と認めたとき。

(装置等の返還)

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に装置等を返還しなければならない。

- (1) 貸出期間が終了したとき。
- (2) 前条の規定により、装置等の貸出の承認を取り消されたとき。

2 利用者は、前項の規定により装置等を返還するときは、装置に保存された録音データを消去しなければならない。

(損害賠償責任)

第11条 市は、装置の誤った使用により生じた事故等に対して、一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。